

第6章 経営形態の見直しについて

1. 経営形態の見直しに係る選択肢

持続可能な医療提供体制の確保と経営強化に向け、経営形態の見直しが必要となる場合は、新経営形態への移行について検討します。

経営形態については次の選択肢があります。

(1) 地方独立行政法人化（非公務員型）

地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するものです。市と別の法人格を有する経営主体に経営を委ねることで、市が直営で事業を実施するより、予算・財務・契約、職員定数・人事・予算・財務・契約、職員定数・人事・給与等の面でより自律的・弾力的な経営が可能となり、権限と責任の明確化が期待されます。ただし、市からの職員派遣は段階的に縮減を図る等、実質的な自律性の確保に配慮することが適当となります。

(2) 地方公営企業法の全部適用

事業管理者に対し、人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となることが期待されます。ただし、比較的取り組みやすい反面、経営の自由度拡大の範囲は限定的となります。

(3) 指定管理者制度の導入

法人等であって市が指定するものに公の施設の管理を行わせる制度で、民間の医療法人等を指定管理者にすることで、民間的経営手法の導入が期待されます。

ただし、本制度が効果を上げるためには適切な指定管理者の選定、提供される医療の内容、委託料の水準等、指定管理者に係る諸条件について事前に十分に協議し、相互に確認しておくことが必要となります。

また、病院施設が適正に管理されるよう、市においても事業報告書の徴取や実地の調査等を通じて、管理の実態を把握し必要な指示を行った上で、医師・看護師等の理解を得ながら進めることが求められます。

(4) 民間譲渡

民間譲渡に当たっては、公立病院が担っている不採算・特殊部門等の医療について、譲渡後相当期間の継続を求めるなど、地域医療提供体制の確保の面から、譲渡条件等について十分な協議が必要となります。

2. 経営形態の方向性

当院は平成 22 年に地方公営企業法の全部適用となり、経営改善に取り組んでおりますが、令和 4 年度は経常収支の黒字化が達成されたものの、令和 5 年度以降は数年に渡り赤字となる見込みとなっております。

しかしながら、今後の更なる経営改善の取り組みにより、計画年度中に黒字となる見込みとなっており、また医療提供体制も確保できていることから、現時点においては経営形態の見直しを行わなければならない状況ではないと判断しております。

ただし、経営強化プラン対象期間中に、経営状況の悪化や医療提供体制の確保が困難となった場合は、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入等、必要に応じて経営形態移行に向けた協議・検討を進めてまいります。